

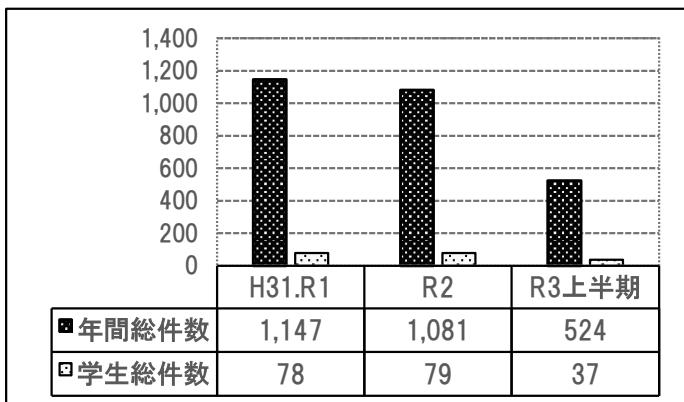
消費生活センターニュース 第21号

消費者トラブル注意報



クゥとかいな

【図1】草津市相談件数



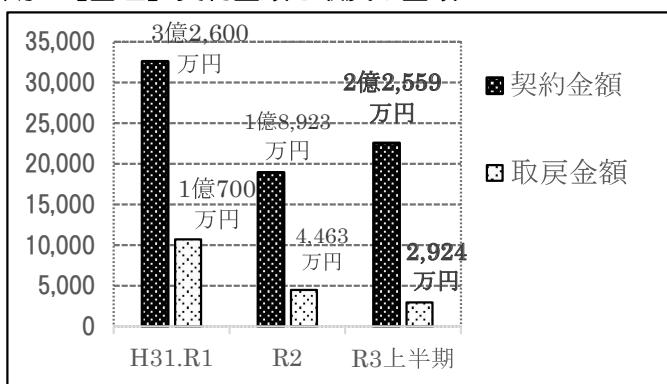
消費生活センターでは、事業者と消費者の間で起こった契約に関するトラブルのご相談をお受けしています。

【図1】は過去3年間の年間全相談件数と、学生が消費者トラブルにあった相談件数です。その割合は全体の相談件数の約7%ですが、相談する学生は、実際に被害に遭っている学生全体の3%程度と言われています。

近年、ネット環境の普及により、幼児期から高齢者に至るまで、買い物や娯楽を通信で行う機会が増えています。スマートフォン等でライブ形式の動画を視聴するのに、ライブ配信者を応援したいと「投げ銭」という課金制度で、子どもが親のクレジットカード情報やキャリア課金を利用し、勝手に課金してしまうケースが見られます。クレジットカードやキャリア決済の暗証番号は簡単にわかる番号(生年月日等)にせずしっかり管理しておく必要があります。

また、【図2】は、令和3年度上半期にセンターが介入し、あっせん(23件)あるいは助言(32件)等で取り戻した金額を示しています。55件のセンターのあっせん・助言等での取戻金額は約2千924万円となりました。上半期 【図2】契約金額と取戻し金額

の契約総額が2億2千559万円でしたので、契約金額全体の13%をセンターが介入し取り戻しました。しかしながら、最近の消費者被害では、一旦お金を支払ってしまうと取り戻すことが難しくなっています。電子マネーや現金、銀行振込などで支払う時には、詐欺の疑いがないか等しっかり確かめることが大切です。



かしこい消費者になりま Show(2021)



今年度は、昨年コロナ禍で開催できなかった5月の消費者月間イベント（かしこい消費者になりま show!）をエイスクエアの会場をお借りし開催することができました。感染対策を行い、「野菜の旬はいつだ！」

「消費者トラブル4コマ漫画」「食の安心・安全」のパネル展示、「キャラクター対抗消費者クイズ！」「クゥとかいなの紙芝居」など、子どもから大人まで参加しながら楽しく消費者トラブルや生活で必要な知恵や知識を学ぶ機会になりました。